

山村における同族結合と親戚関係

鳥取県における農山漁村の総合的研究
—鳥取県八頭郡若桜町吉川調査報告—(3)

社会学研究室 国 歳 眞 臣
(昭和49年10月31日受理)

序

1. 吉川部落の概況および産業構造
2. 吉川部落の社会的構成
3. 同族構造と親戚関係

— formality と informality —

序

これまでわが国において、日本の親族構造を全体として明らかにせんとする研究は十分になされていないように思う。たしかに、日本社会学のなかでは、同族組織の研究は十分に行なわれており、有賀、及川、喜多野、福武などの輝かしい成果については改めて述べるまでもない。しかし、同時にこのことは、わが国の農村社会学のアプローチが主として村落共同体の構造分析 — 「同族結合による村落」と「講組結合による村落」といったように — に向けられ、同族構造の把握イコール村落構造の把握へと進めていったようにも思える。たしかに、最近、同族を親族組織との関連において取りあげんとする研究が、光吉、正岡らによって行われてきている⁽¹⁾。しかし、未だまだ、同族研究に比ぶればその数は限られている。というのは、やはり、この問題の検討は理論的にかつ実証的に研究が累積されてはじめてなしうるものであるゆえ、時が必要であり、具体的に実証されるべき例が必要だからであろう。

この小論においては、鳥取県の一山村において行なった調査により、同族関係と親戚関係が、現実のいかに展開しているかを、親戚関係の formality と informality⁽²⁾ の分析によって検討してみたい。

(注)

1. 光吉利之「同族組織と親類関係」社会学評論第65号、頁63～69
正岡寛司「山村における同族と親族」社会学評論第74号、頁22～41
2. 木原健太郎「親戚関係の formality と informality」社会学評論第15号、頁37～55、の方法を参考にし、「親戚付合い」の面から見て、同族組織と姻戚関連について、検討してみたい。

1. 吉川部落の概況および産業構造

枝村、江波。戸数86軒。氏神柏大明神(祭日9月9日)。同岡大明神(祭日9月10日)。窟堂村より

一里20町南の谷奥にあり。御制礼場あり馬駅なり。谷の流れ一節なれども東西に峯岐有て二度渡りす。怪石、碕として急流也。… 中略 … 村より道両谷に分れて辰己へ越れば播磨へ通し、末申は美作道也。当抛杉多く松一本もなし、村民第一財木を製するを業とす。或は挽板、葺板、木地引等有て種々の器物を仕出せり。⁽¹⁾

上記の文章は因幡誌よりの抜粋である。この文章からも明白なように、鳥取県八頭郡若桜町吉川は県東部の八東川最上流に位置し、家数 114戸、人口 455人（昭和49年 8月現在）の谷間にしては比較的大きな山村部落である。吉川川に沿って 3 km余り下れば国道29号線沿いに若桜町岩屋堂部落があり、南は峠を越えれば兵庫県、岡山県に至り、地理的にも隣接県との関係が緊密であったことを示している。吉川部落は、吉川川の左岸を中心に次第に発達した集落のようであるが、右岸の山すそのあたりは水の便が悪く畑作に利用されているようである。そして、水田面積は、約19ヘクタールで、経営耕地は各戸平均約 3.1反であり、ほとんどが3反未満の零細経営農家である。そのため、専業農家はわずか4戸しか存在せず、大部分が第2種兼業農家である。そこで、次に簡単に、吉川部落の産業構造について検討してみたい。

先づ吉川部落を全国・山陰・鳥取県・若桜町のなかに位置づけながら、その生産力の構成からみていくことにする。（第1・1表参照）。

第1・1表 吉川部落生産力構成（昭和45年）

	Ⅰ 農家数		Ⅱ 耕地条件			Ⅲ 耕耘機 所有台数				Ⅳ 労働力		Ⅴ 農産物販売額	
	総農家戸数	専業農家率	1戸当り耕地面積	小作地率	水田率	1戸当りトラクター耕耘機	飼養農家1戸当り役肉用牛	飼養農家1戸当り豚	飼養農家1戸当り鶏	1戸当り農家従事者数	農業主体者数	50万以上農家率	販売ナシ及び5万円未満農家率
	戸	%	a	%	%	台	頭	頭	頭	人	人	%	%
全 国	5341844	15.6	95.6	5.6	59.6	0.62	2.0	12.3	89.2	2.9	1.9	33.3	25.0
山 陰	145180	11.2	74.3	7.0	72.4	0.60	2.1	16.4	44.0	2.9	1.8	30.5	17.6
鳥 取 県	56663	12.0	79.8	6.8	67.1	0.65	2.2	15.5	64.0	3.1	1.9	38.5	20.3
若 桜 町	560	3.8	56.6	9.1	70.1	0.53	1.3	18.0	814.5	2.9	1.5	12.9	36.8
池 田 村	307	2.3	40.7	10.4	70.3	0.45	4.3	60.0	734.2	2.7	1.1	6.8	56.0
吉 川	955	4.2	33.8	9.1	69.4	0.34	4.5	60.0	15.0	2.4	1.5	9.5	67.4

（注） 1970年、世界農林業センサスによる。「小作地率」は「市町別統計」にその項を欠くため「貸付土地」の比率をだした。

鳥取県は、全国平均にくらべて一戸当り経営耕地面積ではややめぐまれないが、山陰の中では、

ややめぐまれ約8反に達する。所が、若桜町では、一戸当り経営耕地面積は約5.6反とめぐまれず、更に吉川に至っては、約3.3反と極めて零細な耕地面積しか存在しないことが分る。この吉川にも、戦前数人の地主がいたと言われるが、吉川の地主の特徴は、一つには山林地主と田・畑地主とを兼ねていたということと、他の一つは非常に零細地主であったということである。このことから吉川の農業がいかに零細なものであるかが分ろう。同時に、これは大部分農業専業者ではなく兼業農家であったことを物語っている。そしてこのような耕地条件が耕耘過程の再編＝機械化を規制している。1970年センサス時点において、100戸当り耕耘機所有台数は、山陰の60台、若桜町全体の53台を下廻り、吉川部落では34台であり、鳥取県全体の約半分である。そして、対照的に役肉用牛の飼育頭数は、鳥取県全体の2倍以上も高い。もちろん、この数字は、耕耘過程としての意味を示しているわけではないが。ただ、この昭和45年のセンサスに対して、今年の聴取結果でみると、100戸当り耕耘機所有台数は64.6台になっており、畜力依存からの転換は急速に進行したといえよう。その推移をうかがえば、それは第1・2表のごとくである。

第1・2表 動力耕運機導入台数と家畜飼養頭数の推移

45年	農家数	トラクター 耕耘機 台数	自動車 所有 台数	家畜飼養頭数		49年	農家数	トラクター 耕耘機 台数	自動車 所有 台数	家畜飼養頭数	
				役肉用 牛頭 飼養 農家1 戸当り	豚 頭数 飼養 農家1 戸当り					役肉用 牛頭 飼養 農家1 戸当り	豚 頭数 飼養 農家1 戸当り
経営 耕地 面積	3反未満	45	7	2	19/9.5	15/15.0	46	16	18	49/16.3	18/18.0
	3～5反	33	14	2	27/9.5	19/9.5	33	28	18	60/8.6	64/64.0
	5～7反	8	5	1	27/4.5		8	10	7	109/27.2	
	7反～1町	6	4	3	19/6.3	12/12.0	6	5	6	84/42.0	4/4.0
	1町以上	3	3	1	19/6.3	314/157.0	3	3	4	70/23.3	670/335.0
経営 山林 面積	1町未満	24	3	0	9/1.8		24	11	10	13/4.3	
	1～3町	41	14	1	24/4.8	51/17.0	42	27	19	47/11.8	229/114.5
	3～5町	17	6	2	19/3.2	22/11.0	17	10	9	88/17.6	68/34.0
	5～10町	4	2	2	9/4.5		4	3	6	20/20.8	
	10～20町	5	5	2	31/7.8	287/287.0	5	7	5	164/32.8	459/459.0
	20～30町	1	2	1	1/1.0		1	2	1		
	30～50町	2	1	1	14/7.0		2	2	2	40/40.0	
	50町以上	1	0	0			1	0			
計	95	33	9	111/4.4	360/60.0	96	62	53	371/19.6	756/151.2	

(注) 45年は1970年農林業センサスにより、49年は本年8月の聴取調査による。

この表から明らかなように、トラクター耕耘機の導入台数は45年に比べ、現在は約 1.9倍の普及率を示している。ただ、この点に二つの問題がある。一つは、導入率が高くなったのは7反未満の農家であり、たしかに45年に比べれば2倍以上の伸びを示しているが、それでもなお農家1戸当りの台数は0.30台から0.62台になったにすぎず、これに対して7反以上の農家の場合は、0.78台から0.89台、これに5反以上を含めれば、1.1台になるという事実である。即ち、耕地7反（または5反）以上の農家では耕耘機の普及＝機械化は、すでに45年以前からはじまっていたということであり、同時に、少くとも7反以上がなければ生産力構造再編の過程においては不利であることを示しているといえよう。もう一つは、特に注目すべきことであるが、それはこのような近年の耕耘機

第1・3表 世帯員の性・年齢・就業構成

	農 家 戸 数	常住世帯員数 (一世帯当り)	年 令 別						就 業 状 態 別(無就業を除く16歳以上)							
			16~29歳 (男・女)		30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60歳 以上	農 業 の み		兼 業		他産業のみ			
			男	女	%	男	女	%	男	女	農業主体 男 女	兼業主体 男 女	男	女		
35 年	吉川部落	101	558(5.5)	17.9(16.8,19.0)	13.8	9.3	11.3	14.2	9.3	57.4	6.4	14.9	55.8	7.2	17.4	3.1
	3反未満	48	236(4.9)	17.4(17.5,17.2)	12.3	10.6	12.3	14.0	5.6	57.8	0	13.3	62.5	9.6	25.0	3.6
	3~5反	31	197(6.3)	16.8(16.5,17.0)	13.2	9.6	8.1	15.2	11.9	57.6	1.7	12.1	59.3	7.6	13.5	1.5
	5~7反	14	72(5.1)	19.4(18.9,20.0)	15.3	6.9	15.3	13.9	12.0	52.0	20.0	24.0	40.0	0	16.0	8.0
	7反~1町	5	31(6.2)	22.6(11.8,35.7)	12.9	6.5	9.7	22.6	0	45.5	11.1	27.3	66.7	9.1	0	0
	1~1.5町	3	22(7.3)	22.7(11.1,30.8)	0	4.5	18.2	9.1	33.3	85.7	66.7	14.3	0	0	0	0
45 年	全 国	5,341,844	26,681,780(5.0)	20.1(21.2,19.6)	12.3	13.9	10.7	16.5	30.4	54.5	12.2	6.7	38.7	15.6	9.2	6.7
	鳥 取 県	56,663	274,776(4.8)	19.1(19.8,18.5)	12.7	14.9	11.5	18.0	31.4	51.8	9.3	9.6	45.2	22.5	5.6	4.8
	若 桜 町	567	2,699(4.8)	15.9(16.9,14.9)	13.0	15.1	11.3	18.4	19.1	40.2	12.7	13.5	51.9	27.0	7.0	5.8
	吉川部落	95	442(4.7)	11.8(15.5,8.1)	11.5	16.3	10.9	18.3	4.1	28.5	8.8	33.1	52.4	23.2	15.0	2.0
	3反未満	45	183(4.1)	12.0(15.3,8.2)	11.5	14.2	13.7	19.7	1.5	27.7	4.6	24.6	46.2	38.5	26.2	1.5
	3~5反	33	156(4.7)	9.6(14.3,5.8)	13.5	19.2	9.0	16.0	4.3	28.0	6.5	38.0	71.7	18.0	4.3	0
	5~7反	8	43(5.4)	16.3(23.8,9.1)	7.0	14.0	16.3	20.9	0	27.8	16.7	44.4	44.4	5.6	11.1	5.6
	7反~1町	6	40(6.7)	15.0(14.3,15.8)	7.5	17.5	0	17.5	0	25.0	27.3	41.7	36.4	0	9.1	8.3
1~1.5町	3	20(6.7)	10.0(11.1,9.1)	15.0	15.0	5.0	20.0	42.9	50.0	14.3	33.3	28.6	0	0	0	

(注) 35年は1960年世界農林業センサスによる。

45年は1970年世界農林業センサスにより集計したものである。

の普及=家畜の役畜としての意義の喪失が、土地基盤の整備というよりは、家畜を中心とした商品生産の発展と平行していることである。1.2表の牛及び豚の飼育頭数の飛躍的増大がこれをよく示している。しかも前者の問題と関連して、やはりここでも少くとも経営耕地面積5反以上または経営山林面積5町歩ないし10町歩以上の上層部に限られているということである。特に現在利益をもっともあげているといわれる豚の飼育状況は、このことを顕著に物語っている。それゆえに、ここにみる家畜多頭化の過程こそ、他方に動力耕耘機の急速な普及をともなった吉川部落農業の特殊な生産力構造再編を示しているといえる。しかも、この多頭化を可能にした条件が、“土地から離れた”技術によってもたらされたものであって、「土地」の制約が階層的にもその限界を明確にしている。そして、40年前後から展開されだしたと思えるこのような営農は、一般的に農業労働力の流出・不足の激化の中でおこなわれていった。そこで吉川地区の労働力構成をみていくことにしたい。鳥取県は第一次産業人口の比率の高い「農業県」であるが、既に第1.1表で明らかなように一戸当り農業従事者数は全国平均より高くこのことを証明しているのであるが、農業主体者数は全国平均と同じであり、吉川地区に至ってははるかに低いことは何をものがたるのであろうか。

そこで、世帯員の構成とその就業状態をみてみたい(第1・3表)。

先づ、35年当時に比べるとたしかに一世帯当り世帯員数は減少しており、ここにも核家族化の波がおしよせていることが分る。しかし、これは全国的なことである。そこで、吉川に特徴的な点についてみてみたい。第一には、16~29才の世帯員が極めて少いことである。35年に比べると、約6%減少しており、特に女子は10%以上減少しており、全国平均や県平均に比べても極だつて少い。第二には、農業専従者がほとんどいないことであり、もともと山村故少かったのであるが、45年の場合、35年と比較して特に顕著なのは女子の専従者が減少したことである。そして、それと対比的に兼業主体の女子が昭和35年の7.6%から昭和45年には23.2%へと急激に増加していることである。即ち、30年代には吉川の農業もいわゆる三チャン農業であったに違いない。所が昭和45年以後になると三チャンの内の主婦が農業に従事するよりも兼業に従事する方が多くなったことを示している。また男子の農業従事者の専業者は、吉川ではもともと少かったが、近年いよいよ減少してきている。たとえば第1・4表をみてみよう。

この表から明白のように、吉川では第2種兼業農家が極めて多い。この表にある専業農家4戸の内3戸は3反未満農家で、年令的にも高い老夫婦だけの家族であり、残る1戸は経営耕地面積1町歩以上もち、畜産を主体にした家であり純全たる農家とはいいい難いものである。同じことは、8.4%しかいない第1種兼業農家にもいえる。即ち、経営耕地5反以上を所有する農家で、かつ山林所有も割合大きな農家であり、やはり生産は畜産を主体にしており厳密な意味での農業を行なっているわけでもない。しかも、この畜産農家こそが吉川地区では、20町歩以上所有の山林経営者と共に経済的階層の上位者であり、政治的権力者ともなっているのである。この後者の林業経営者については第2種兼業農家をみてみると明白である。10町歩以上の山林経営面積をもつ農家は、2戸が林

第1・4表 専兼業別農家数およびその割合 (昭和45年)

	総農 家数	専業 農家数	第1種兼業農家					第2種兼業農家					第1種兼業 農家 率	第2種兼業 農家 率
			計	世帯主 あとつき 兼業	世帯主 兼業	あとつき 兼業	その他の 世帯員 兼業	計	世帯主 あとつき 兼業	世帯主 兼業	あとつき 兼業	その他の 世帯員 兼業		
全 国	戸 5,341,844	戸 831,350	戸 1,801,814	戸 244,199	戸 760,510	戸 515,219	戸 281,895	戸 2,708,680	戸 656,273	戸 1,631,383	戸 340,847	戸 80,177	% 33.7	% 50.7
鳥 取 県	56,663	6,790	19,939	2,452	7,972	6,221	3,294	29,934	7,166	17,958	4,021	789	35.2	52.8
吉 川	95	4	8	0	7	1	0	83	9	70	3	1	8.4	87.4
経営 耕地 面積	3反未満	45	2	1	0	1	0	42	3	37	1	1	2.2	93.3
	3～5反	33	1	0	0	0	0	32	5	26	1	0	0	97.0
	5～7反	8	0	3	0	2	1	5	1	3	1	0	37.5	62.5
	7反～1町	6	0	2	0	2	0	4	0	4	0	0	33.3	66.7
	1～1.5町	3	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	66.7	0
経営 山林 面積	5反未満	12	2	0	0	0	0	10	1	8	0	1	0	83.3
	5反～1町	13	0	0	0	0	0	13	2	11	0	0	0	100.0
	1～3町	41	2	2	0	1	1	37	6	30	1	0	4.9	90.2
	3～5町	17	0	2	0	2	0	15	0	14	1	0	11.8	88.2
	5～10町	4	0	1	0	1	0	3	0	3	0	0	25.0	75.0
	10～20町	4	0	3	0	3	0	1	0	1	0	0	75.0	25.0
20町以上	4	0	0	0	0	0	0	4	0	3	1	0	100.0	

(注) 1970年世界農林業センサスにより集計したものである。

業中心であり、残り2戸は林業を主体に、しかもそこから出る利益を畜産にふり向けながらいよいよ階層的に他を引き離していつている農家である。結局、この表から分るように、経営耕地面積5反以下、経営山林面積3町歩以下の農家が第2種兼業の主体であり、この基幹労働力が農業に確保されず、他の産業に志向されていつているのである。そして、この事実が土地所有の零細性にもとづくことを考えれば農業労働力の流出をくいとめることは不可能のようにも思える。そのことは、経営耕地面積5反未満、経営山林面積3町歩未満の第2種兼業農家率が90%以上を示していることから明白である。このことは次表1・5表からも証明される。

第1・5表 家としての主な兼業種類別農家数

第1種 兼業農家	雇用兼業農家					自営兼業農家			
	農家数計 戸	恒常的 職員勤務 %	恒常的 労働 %	出稼 %	入日 夫雇 %	農家数計 戸	林業 %	漁業 %	その他 %
鳥取県 吉川	18,519 3	23.7	34.3 66.7	4.8 33.3	37.2	1,420 5	29.6 100.0	6.4	64.0
経営耕地 面積	5反未満	1		100.0					
	5～7反	2		100.0		1	100.0		
	7反～1町					2	100.0		
	1町～1.5町					2	100.0		
経営山林 面積	1～3町	2		50.0	50.0				
	3～5町	1		100.0		1	100.0		
	5～10町					1	100.0		
	10～20町					3	100.0		

第2種 兼業農家	雇用兼業農家					自営兼業農家			
	農家数計 戸	恒常的 職員勤務 %	恒常的 労働 %	出稼 %	入日 夫雇 %	農家数計 戸	林業 %	漁業 %	その他 %
鳥取県 吉川	25,563 72	34.1 8.3	39.9 33.3	3.4 11.1	22.6 47.2	4,371 11	5.4 81.8	6.9	87.7 18.2
経営耕地 面積	3反未満	40	7.5	37.5	12.5	42.5	3	100.0	
	3～5反	29	10.3	27.6	10.3	51.8	2		100.0
	5～7反	2				100.0	3	100.0	
	7反～1町	1		100.0			3	100.0	
経営山林 面積	5反未満	8		50.0		50.0	1	100.0	
	5反～1町	11	9.1	45.5	9.1	36.3	1		100.0
	1～3町	36	2.8	25.0	19.4	52.8	1		100.0
	3～5町	13	15.4	30.8		53.8	2	100.0	
	5～10町	2	50.0	50.0			1	100.0	
	10町以上	1		100.0			5	100.0	

(注) 昭和45年世界農林業センサスによる。

この第1・5表の第1種兼業農家の内で自営兼業農家5戸が全て林業であり、しかも経営耕地はほとんど7反以上でかつ経営山林面積が10町歩以上という点が、こうした事実をよく物語っている。これと対比的なのは、第2種兼業農家の内で雇用兼業農家の場合、鳥取県全体と比較してみても、

出稼・人夫・日雇の率が著しく高いことである。特に出稼は、経営耕地面積が5反未満の農家に限られている点に吉川の出稼問題の根があるように思える。即ち出稼は日本においては、必ずしも新しい現象ではない。この吉川においても戦前にも見られた現象である。ただその場合には出稼は下層農家のものであったと思われる。そして昭和30年代の後半から増加した出稼の場合には、就職先が大部分大都市の建設事業に向うようになったことと出稼にゆくものの層が拡大するとともにむしろ、兼業に重点におくわけにはいかないような中層ないし上層が出稼者の主体をなすにいたったことなど、戦前の場合とはことなる点が日本全国的な点としてあらわれてきている。これに対して吉川の場合には、出稼日雇層は拡大せず、依然として下層農家が主体であり、上層農家は畜産・林業を中心としていよいよ経営を拡大していつている所に特徴がある。この点を人を中心にみてみると第1・6表のようになる。

第1・6表 兼業種類別従事者数および出稼・人夫・日雇率

雇用兼業	兼業従事者実数	主に恒常的職員勤務	主に恒常的賃労働勤務	主に 出稼	主人 に 日雇	自 営 兼 業				雇用兼業の内・出稼人夫・日雇の率	
						従事者実数	林業	漁業	その他		
鳥取県	100,063	21,992	33,957	2,797	30,642	12,444	1,956	808	9,707	37.4	
吉川	181	8	57	9	76	32	30		2	56.7	
男	鳥取県	59,147	14,383	19,893	2,319	15,996	7,852	1,359	687	5,869	34.8
	吉川	112	8	37	9	38	21	19		2	51.7
	経営耕地面積 3反未満	53	4	16	6	22	3	3			58.3
	3～5反	38	3	15	3	14	3	1		2	48.6
	5～7反	12		5		2	5	5			28.6
	7反～1町 1町以上	9	1	1			7	7			0
女	鳥取県	40,916	7,609	14,064	478	14,646	4,592	597	121	3,838	41.1
	吉川	69		20		38	11	11			65.5
	経営耕地面積 3反未満	34		13		20	1	1			60.6
	3～5反	23		6		16	1	1			72.7
	5～7反	4		1			3	3			0
	7反～1町 1町以上	6				2	4	4			
	2					2	2				

(注) 1970年世界農林業センサスにより集計したものである。

即ち、昭和45年頃には、吉川地区の場合、鳥取県の平均に比べてもはるかに高い「出稼・人夫・日雇率」を示しており、雇用兼業従事者の内約半数以上のものが従事していることを示している。しかし、この吉川にもこの4年間の内に変化がおきてきている。それは男性の場合、「恒常的賃労働勤務」が増加し、出稼ぎ者が減少したことである。すなわち、今年の聴取調査によれば、「2.3年前迄は出稼ぎに行っていたが近頃は行かなくなった」と答えた人が何人かいた。ただ、女性の場合には日雇の率は高くなっている。特に男性の場合、45年当時58.3%の高率を示していた「出稼・人夫・日雇」従事者が、今年の調査では、わずか5人になっている。その点を少しくわしく明らかにしたものが、次表1・7である。

第1・7表 兼業従事者・種類・雇用形態・勤務先・収入別

		兼業の種類								雇用形態			勤務先所在地					月收入(税込)						兼業従事者 不明
		林業	建設業	製造業	商業	運輸・通信・電気	農協	常時雇	臨時雇	日雇	吉川	若桜	鳥取	鳥取	他府	三万未満	三万五万未満	五万七万未満	七万十萬未満	十萬十五萬以上	十五萬以上			
実数	男	26	7	21	9	10	7	5	74	6	5	24	31	16	11	3	1	3	9	38	23	6	5	85
	女	2	0	55	2	3	1	3	18	1	47	51	10	4	1	0	3	46	11	0	1	0	5	66
	計	28	7	76	11	13	8	8	92	7	52	75	41	20	12	3	4	49	20	38	24	6	10	151
比率	男	30.6	8.2	24.7	10.6	11.8	8.2	5.9	87.1	7.0	5.9	28.2	36.5	18.8	12.9	3.6	1.2	3.6	10.6	44.7	27.0	7.0	5.9	
	女	3.0	83.3	3.0	4.5	1.6	4.5		27.3	1.5	71.2	77.3	15.2	6.1	1.5		4.5	69.7	16.7	0	1.5	0	7.6	
	計	18.5	4.6	65.0	3.7	3.3	8.6	5.3	5.3	60.9	4.6	34.5	49.7	27.2	13.2	7.9	2.0	2.6	30.5	13.2	25.2	15.9	4.0	6.6

(注) 昭和49年8月に行なった聴取調査による。

先づ兼業の種類でみると、男子の場合林業を別とすれば製造業及び運輸・通信業が多い。又女子の場合は圧倒的に製造業が多い。また、雇用形態としては、男子の場合は上記したように、昭和45年とは違って圧倒的に常雇が増加している。これに対し、女子の場合は日雇率が昭和45年に比べ増加しているが、これはいわゆるパートタイマーとしての勤務時間が多くなったことを示している。すなわち、農林業以外の産業の存在しなかった吉川部落に、昭和47年操業を開始した吉川電気をはじめ、一宮電気、さらには鳥取安泰、鳥取把柳といった鳥取市に本社をもつ企業が小会社を設立したことによるのである。それゆえに、この女子の日雇71.2%という数字は、ほとんどこの4会社に縫製工または電気器具組立工として従事している数字を示している。そして月收入としても大体4万円(月収)を得ており、主婦の良き収入口となっている。そして、男子の場合には、こうした会社に常雇として受け入れられている場合が多い。特に男子の場合には、月収10万以上が34%も存在

しており、農業従事者がいよいよ減少することになりそうである。

たしかに吉川においては、農業だけで、あるいは林業だけでやっていける農家は限定される。次の二つの表第1・8表、第1・9表を見れば、このことは明白である。

第1・8表 経営耕地面積別・農作物販売金額別農家数

	ナシ	5万円未満	5～20万円	20～50万円	50～70万円	70～100万円	100～150万円	150～200万円	200万円以上	計	
3反未満	30	10	1	2			1			44	
3～5反	8	15	6	3	2					34	
5～7反		1	5	1						7	
7反～ 1.0町			3	1		2		1		7	
1.0町～ 1.5町						1	1		1	3	
計	実数	38	26	15	7	2	3	2	1	1	95
	%	40.0	27.3	15.8	7.4	2.1	3.1	2.1	1.1	1.1	100.0
若桜町	23.6	13.2	28.0	22.3	3.4	5.7	2.3	0.9	0.6	100.0	
鳥取県	13.2	7.1	18.3	22.9	12.3	10.8	8.7	4.0	2.7	100.0	
全 国	14.5	10.5	20.7	21.0	10.9	9.6	7.2	3.1	2.5	100.0	

(注) 昭和45年世界農林業センサスによる。

先づ、農産物の販売金額が50万円以上ある家は、全国では33.3%、鳥取県では38.5%というふう
に本県は全国水準の生産力をもっているのである。所が吉川の場合には、わずか12.9%しか存在せず、
100万円以上になると3.8%になり、それも7反以上の農家ということになる。そして、この3.8
%の農家は全て畜産農家である。これに対して、農産物販売額ナシという農家が全国14.5%、鳥取
県13.2%に対し吉川地区では40%の高率を示している。同様なことは、経営山林面積別で林業販売
金額をみてみた場合にもいえる。

更に第1・9表からも明白なように、林業で食べていける農家も4.2%程度しかいないのが現状
である。戦後の日本農業にあらわれた諸傾向は、零細化、自作化、兼業化であるといわれた⁽³⁾。この
うち零細化は、昭和25年頃をさかいとして、いわゆる「中農標準化」傾向に向いながら、なお全体
としては零細化した段階にとどまっている⁽⁴⁾。この吉川の場合も、この零細な耕地による「中農標準
化傾向」が兼業化と結びつき、さらに兼業的就職機会の増大の結果、いよいよ現象的には兼業化を
主軸として働いている。このことは、基本的には国家独占資本主義段階における日本農業の発展の

第1・9表 経営山林面積別・林産物販売金額別農家数——吉川部落

	ナシ	5万円未満	5～20万円	20～50万円	50～100万円	100～200万円	200万円以上	計	
10 a 未	2								
10～30 a	2								
30～50 a	7			1					
50～100 a	10		2						
100～300 a	36	2	2		1				
300～500 a	9		3	4	1				
500～1000 a	3				1				
1000～2000 a			1		3	1			
2000～3000 a					1				
3000～5000 a						2			
5000 a 以上							1		
計	実数	69	2	8	5	7	3	1	95
	%	72.6	2.1	8.4	5.3	7.4	3.2	1.0	100.0

(注) 昭和45年世界農林業センサスによる

不均等性＝相対的停滞にもとづくものであろう。⁽⁵⁾とくに日本の資本主義は明治以来、小農維持政策を唯一の農業政策として一貫して維持してきた。この小農の存続は、一つには地主制支配の結果であったが、農地改革後の山村で問題にされるべきものは山林が解放されなかったことにあったといえる。特に吉川部落の場合は山林による林業村落であるはずなのに、ごく少数のものに保有されている状態である。⁽⁶⁾その結果、大多数の村民は小農として存続せざるを得ない状態にある。そして、このことが同時に農民家族からの低賃金労働の収吸・収奪をめざす資本の利益に合致したのである。それ故に、わが国の農家兼業化は「家」を単位とした農民層分解であり、中田実が指摘したように「家族的な小農経営を基盤とする家が、その単位性を維持しつつ資本主義の滲透に対象しようとするもの」⁽⁷⁾である。このことから言えば、吉川の兼業化は家族的な小農経営に帰属されえなくなってきた段階にあるといえよう。農業兼業化を家族的な小農経営が資本主義体制にまきこまれることによって生ずる農家労働力の農業外への流出であるとするならば、吉川部落の場合、家族的な小農経営の構造、特に今迄見てきた土地所有の性格とその経営をめぐる資本主義の構造、とりわけ労働市場の状況と畜産化志向の作用を検討する時、兼業化は進展していくであろう。この点については、吉川住民に対して行なった意識調査においても明白に現われてきている。

第1・10表 農業経営に対する志向率

	経営耕地面積					経営山林面積						全体
	3反未満	3～5反	5～7反	7反～1町	1町以上	5反未満	5反～1町	1～3町	3～5町	5～10町	10町以上	
1. 自立拡大経営へ	3.6		20.0		100.0		11.1	4.3	7.7	25.0	33.3	10.0
2. 兼業農家へ	82.1	87.5	60.0	100.0		100.0	88.9	74.0	76.9	5.0	50.0	66.7
3. 完全離農へ	3.6		10.0					8.7				3.3
4. 離村→都市へ	3.6	12.5						8.7	7.7			5.0
5. 林業1本へ	7.1		10.0					4.3	7.7		16.7	5.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 昭和49年10月に行なった意識調査による。

この表からも、やはり農業を「自立拡大経営」せんとする家は全体の10%しか存在せず、それも経営耕地面積1町以上、経営山林面積10町以上が中心であり、約7割の家は兼業農家としてやっていくと答えている。更に離農を志向するものが8.3%もいる点を考えても、上記のことが明白となる。それゆえに、吉川部落の場合は、中田実が農家兼業化の最終的段階として挙げている。「通勤型農家兼業化段階」にあり、吉川地区の兼業は、出稼き型より密接に農家につながり認められながら、なお個々の家成員の労働力が家業の内部で自立化することに貢献することになる。このことが家および村落社会の伝統的支配を解体させてゆくことも事実である。しかし兼業化自体は階層的性格もっているもので、一定の限界をもった革新としてしか役割を果せない。すなわち、吉川の場合、これまで見てきたことから明白なように、大多数の者の兼業化と同時に、一部上層農の地位、特に経済的地位は増々増大するであろうし、山村における生産手段を集中化を招くことは明白である。以上のような農業経済状況にある吉川山村部落において、親戚構造および同族構造の分析を行なってみる。

(注)

- (1). 因幡誌
- (2). 吉川部落の経営耕地面積が、どのように変化してきたかを表にしてみると、次表のようになり、常に1戸平均3反弱であることが明白になる。
- (3). 大内力「戦後における農家経済と農民層の分解」(「現代日本資本主義大系」Ⅲ) 176頁
- (4). この点を実証するものとして、次の階級帰属意識別に行なった所得状態についての意識調査を挙げておく。この調査は、今年10月に吉川部落において行なったものである。
- (5). 中田実「兼業農家の社会的構造」社会学評論第42号、35頁
- (6). 山林の存立基盤は労働対象としての土地であり、それは耕地と山林原野とに大別出来る。そ

〔注(2)〕の表
「経営耕地面積の
変化」

昭和	27年	35年	44年	45年	47年
3反未満	65.8%	47.5%	48.9%	47.4%	49.5%
3～5反	25.0	30.7	31.9	34.7	34.7
5～7反	5.0	13.9	11.7	8.4	10.5
7～10反	4.2	4.9	7.4	6.3	4.2
10反以上	0	3.0	0	3.2	1.1
平均	2.5 ^反	3.5	3.3 ^反	3.4	3.1
総農家数	120	101	94	95	95

(注)
昭和27年は「吉川人口台帳」
による
昭和35年・45年は「世界農
林業センサス」による
昭和44年・47年は「農家調
査」による

〔注(4)〕の表 「階層帰属意識と所得の関係」

所得 状態について	階層帰属意識									計
	上の上	上の中	上の下	中の上	中の中	中の下	下の上	下の中	下の下	
満 足		%	%	11.8%	%	%	%	%	%	2.2%
大体満足		100.0	66.7	52.9	55.2	22.2	17.6	42.9	25.0	44.4
不満足			33.3	35.3	44.8	77.8	82.4	57.1	75.0	53.4
解 決 策	考 え ず			16.7	15.4	14.3	14.3	25.0	66.7	23.7
	な し		100.0	66.7	69.2	71.4	57.1	50.0	33.3	78.9
	農業の拡大						14.3			5.3
	畜産業へ						7.1			2.6
	良い勤め口を				16.6		14.3	7.1	25.0	5.3
	そ の 他					15.4				

(注) 1974年9月に行なった調査による。

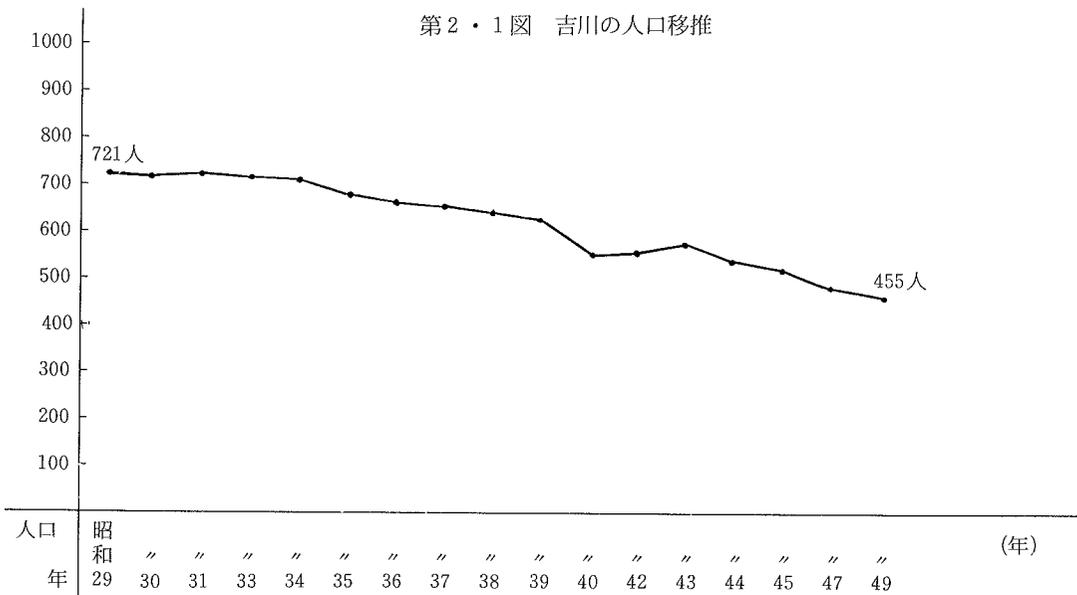
して、この土地は自然的存在としての地表としてあるのではなく、土地所有という一定の特殊の歴史的な体制のうちに包摂されたものとして存在しているのである。従って、村落構造の分析にとっては、土地への視角が必要であり、生産手段の所有状態を明らかにしなければならない。特に、山村の場合、耕地以上に重要なのは林野所有の実態である。従って、利用形態と結びついた部落有林野の展開過程をたどることは必須の条件であった。しかし、今回の吉川の調査では時間的な制約のために、この点には触れることが出来なかった。具体的には、部落共有林の形成・分解およびその管理主体の変容についてであるが、次回にこれを行いたい。

(7). 中田実「前記論文」36頁。

2. 吉川部落の社会的構成

この項では、吉川と同族構造と親族構造を明らかにするための前提としての吉川の社会構成を示すことにする。特に、吉川の人口推移および小字組織、呉組組織等についてみていきたい。

先づ、人口の推移を第2・1図によってみてみよう。



丁度20年前から今年までを図式化したものである。すなわち、20年前の昭和29年には吉川の人口は721人であったのに、現在455人となっており、その減少率は36.9%という高い数字を示している。一方戸数は昭和29年には130戸であり、現在114戸であり、減少率だけみるならば12.3%となり、20年間であることを考えればそれほどの減少でもなく過疎村ともいえないようである。しかし、この図からも明白のように、人口の減少率36.9%、しかも年々着実に減少していく事実を見る時、これは過疎現象以外の何ものでもない。しかも、過疎を「人口の減少により従来の生活水準を維持することが困難となった状態⁽¹⁾」とみるか、あるいは「人口の減少と同時に共同体とくに共同体意識の崩壊によるムラの解体⁽²⁾」とみるかいずれにせよ、吉川の場合は過疎に向って進んでいっている状態であることは間違いない。例えば、今年行なった調査において、アトトリが吉川で世帯主とともに従来の仕事に従事している数が非常に少いこと、また息子夫婦はすでに鳥取市内で家を持っており総事の時など困るとなげいた老夫婦の存在、更に近年大学へ行く者が多くなったが、彼等が将来吉川へもどることは期待出来ないと答えた人々等々を思う時、10年後20年後の吉川の人口はさらに減

少し、現在の村としての姿は解体してしまうに違いない。この点については次表をみれば明白である。

第2・1表 年令別・性別・農業従事日数

		農 業 従 事 日 数				自家農林業実数		
		1～29日	30～59日	60～149日	150日以上	自家農業	自家林業	他
男		10	7	9	28	7	13	9
女		8	7	16	48	13	3	9
計		18	14	25	76	20	16	18
男	16～19歳	0	0	0	0	0	0	0
	20～29歳	0	1	0	0	0	1	4
	30～39歳	1	1	1	3	0	1	1
	40～49歳	4	4	5	5	2	3	3
	50～59歳	3	0	2	6	2	4	1
	60歳以上	2	1	1	14	3	4	0
女	16～19歳	0	0	0	0	0	0	0
	20～29歳	1	2	0	0	0	0	3
	30～39歳	1	0	4	4	0	2	2
	40～49歳	4	4	6	9	3	0	3
	50～59歳	2	0	2	9	2	1	1
	60歳以上	0	1	3	26	8	0	0

この表は、昨年1年間すなわち昭和48年8月から昭和49年7月まで、吉川部落の住民が農業に従事した日数について聴取調査をした結果を集計したものである。集計のさい、年令別・男女別、従事日数別に集計したものであり、吉川部落 114戸のうち98戸の16才以上のものである。この表から明白なように、年間150日以上従事したものは76人と割合多いが、それを性別、年令別でみるとほとんどが50才以上であり女子が2倍近くであるということである。特に16才から29才の青年層においては年間60日以上従事したものがいないという結果が出ている。しかも(150日以上農業従事者における)60才以上の割合が55.3%と約半数以上も占めており、そのあととり達が多分もう吉川には住みつかないのではないかとこのことを考える時、農林業を中心とした吉川共同体の崩壊は目に見えているといってもよい。

次に村の構成についてみてみよう。

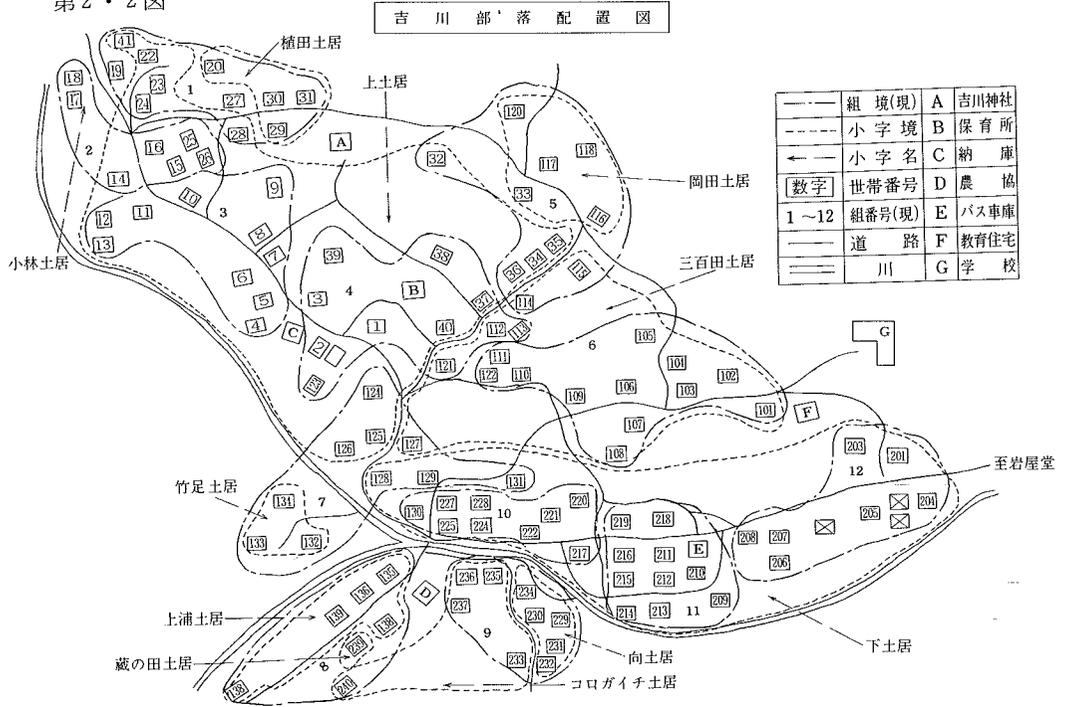
幕藩体制下、八頭郡若桜郷は池田藩によって統治されていた。現在の八東町、若桜町近辺を「八東奥構え」と称し大庄屋1人、その補佐役として宗旨庄屋1人、町庄屋数人がいた。そして因幡誌によれば若桜の郷27ヶ村の各々の村に村庄屋が1人いたという。明治維新の廃藩置県以降、各村の庄屋は区長と改名され若桜郷の村々は旧池山村に統括されたが、現在八頭郡八東町、同郡若桜町に合併されている。先づ、村を統轄するものとして区長が1人おり、(現在は㊸)区長は寄り合いの召集、総事(部落の共同作業)の指揮をとる。区長は以前は資産に余裕があるもの即ちブゲン者であり旧家であることが対象とされていたが、現在では輪番制に近づいているようである。そして、この区長の下に班長が存在することになる。現在12班ありその結果12人の班長がいるが、吉川の場合

は、部落有林や同族の問題を考える時には呉組の方が強い組織として残っているので、それについてふれてみたい。

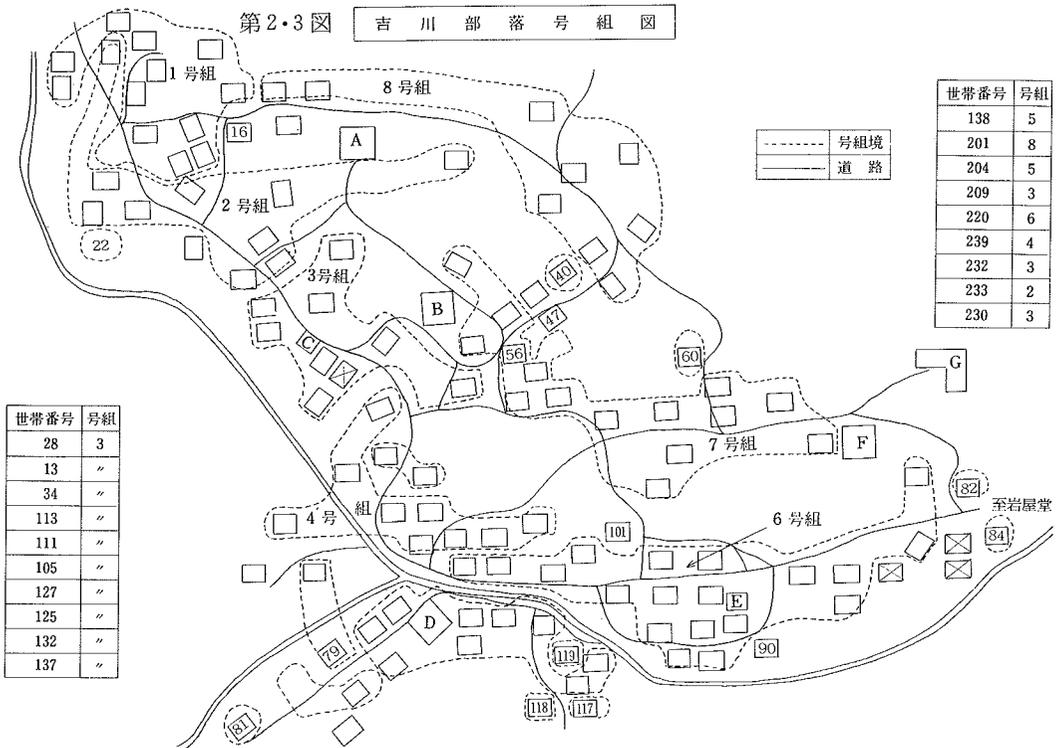
吉川部落には現在小字名が残っている。(第2・2図吉川部落配置図参照)この図より明らかなように、吉川には11の土居が存在し、戸数別にみると上土居35戸、下土居27戸、植田土居5戸、小林土居3戸、竹足土居3戸、上浦土居5戸、蔵の田土居1戸、コロガイチ土居5戸、向土居5戸、岡田土居6戸、三百田土居18戸となっている。そしてその上に号組(ゴウグミ)が存在していたのである。すなわち昭和12・3年頃まで、8組のゴウグミがあったという。もともとこの号組は江戸時代の5人組が分家などによって増加拡大したものらしい。そしてこの号組には字名のようなものがあった。そしてこの字名は号組の中で有力な家(例えば本家筋)の苗字をつけた。すなわち1号組はS_G組(現在の⑩)と称し、2号組はI組またはN_A組(現在の⑩または⑳)、3号組はT組(現在の㉑)、4号組はO_T組(㉒)、5号組はS_M組(㉓)、6号組はH組またはY組あるいはN_i組(㉔または㉕あるいは⑩)、7号組はS_A組(㉖)、8号組はO組(㉗)と称せられた。(カッコ内の番号は調査世帯番号であり、それぞれ昭和12・3年まではその号組の親方であった家である。)号組の具体的配置図は第2・3図の通りである。この号組は一種の同族的勢力集団であるが、さらに重要なのは山林所有の点についてである。すなわち号組にはそれぞれクミヤマ(組山)と称する共有山があり組に加入してカブ(株)を分与される。組山の株はもともとは平均一戸ひと株で、例えば分家する場合、株は分けないが号組は、本家と同じ組に加入する。(第2・3図参照)また株は売買することが出来、現在では一人で数株も所有している場合が生じてきている⁽³⁾。そして株を売ってしまった組員も、それ以後号組に加入し続け、対精神的関係は保っていくことになる。また新しく入って来た人は、もし住居を構えた場合、その場所の号組に入れてもらったり、知人の加入している号組に参加させてもらうが株は分与されない。さらに号組を統括する組長がソウゴトを命じると戸家株数に比例して手間を出すということなども行われていたらしい。株を持っていない場合でも、草刈り、タキギ程度なら組山の入会は認められた。組長は共有地、すなわち組山の一切の責任を持ち、村の財産の処分、年間の行事の問題の時は組を代表して総寄り合いに出席したという。そして現在は、この号組を一応解散して、新たに12組の組織を作った。さらに昭和29年に旧池田村と若桜町が合併されたが、その時、旧池田村の共有林を各部落に分割した。吉川では各戸2反の山林を分配されたが、各班ではそれを集めクミヤマにした。結局クミヤマとは吉川部落の共有山を各班に分割したもので、共有から私有化の過渡的なものであるといえよう。

以上のように、吉川では8号組と12班は重複しているが、8号組は血縁的な色彩が強く、現在の12班は戦争中の隣保班の系統を引くもので、きわめて便宜的である。さらに、8号組では株数は極めて不均等であり、組山の所有も多い。12班は株は一般的平等で、組山の面積も狭い。それゆえに吉川部落の経済構造、権力構造、同族構造等を検討する場合には、この8号組の分析は欠くべからざるものといえよう。

第2・2図



第2・3図



3. 吉川の同族構造と親戚関係

《吉川の同族組織》

吉川の現住家族 114戸は12班または8つの号組に分属し、さらに27の集団に再分属される。すなわち、吉川には27の本家分家関係が存在することになる。吉川では本家分家の集団をカブ(株)、カブウチ(株内)などといい、親戚とは一般に、3～4親等位までを言うが、仏事あるいは本家の戸主の還暦等にはもっと遠い関係の者も親戚として呼ぶ。

さて吉川のカブウチの系譜関係の主なものは第3・1表に示したとおりである。分家の正確な年代や分出時の状況および家産分与の内容について知ることは出来ないが、系譜関係の認知についてはかなり明瞭である。吉川では一般に分家の際、耕地や山林の分与は余りみられず、家を建ててやる程度がほとんどである。ただ山林所有の大なる本家は、分家に山林労務の職を与えるということ

第3・1表 吉川の系譜分属関係

明治 大正 昭和			家番号	経営耕地面積	経営山林面積	世帯主職業	階層意識	主な親族	号組	社会的地位
SG カブ			16	7.0	30.0	農林業	中の上	131, 122, 201, 104	①	現農協組合長、氏子総代理町会議員、財産区委員
			29	2.2	3.8	会社員	中の上		①	
U カブ			27	10.3	10.0	農・畜	中の上	31, 121	①	元農協組合長、農協理事現町会議員、氏子総代
			24	1.8	4.0	林業	下の上	1, 40, 131, 7, 124	①	父→昭17~29 村会議員
IG カブ			20	3.0	4.0		中の下		①	
			23	1.6	4.0	工員	下の上	37	①	
			41	5.0	10.0		下の中		①	
NA カブ			233	1.0	1.0	地方団体職員	中の中	32	②	
			133	0.2		公務員	中の上	211, 215, 138, 5 210, 236	②	
TA カブ			121	7.7	150.0	林業経営	上の中	27, 2	③	元町会議員、元農協組合長、農協理事、氏子総代、財産区委員
			105	3.2	0.8	農業	中の中	2, 27	③	元民生委員
			111	0.7	0.3	林業	中の中	112, 12, 2, 232	③	
			28	4.5	1.0	農林業	下の下	2	③	
			34	6.1	5.0	農・畜	中の中	225, 236, 129	③	現肥育組合長、農協監事消防団長、父→元村議
			114	1.5	1.5	大工	上の中	120, 129	③	
			240	0.5		縫製工		129	③	
			132	0.5	2.0	工員	下の中	236, 218, 133	③	
			113	1.8	0.4			237, 209,	③	元村会議員

	123		123	4.7	5.0	会社員・畜	中の上	131, 232	③	元農協理事
Te カ ブ			4	6.0	18.0	畜・林		201, 227, 222, 225, 224 210	③	財産区委員
			137	4.0	1.0	工員	中の中	25, 12	③	
			232	3.6		農業		234, 123, 210	③	
SM カ ブ			39	2.6	20.0	畜・林	中の上	101	③	財産区委員、祖父→大 2~昭7迄村会議員
			209	5.0	1.0	建築業・畜	下の上	201, 221, 113	③	
			2	2.0	1.3	教育指導員	下の上	121, 214	③	
OT カ ブ			128	7.1	10.0	農・林・畜	中の中		④	父→区長、祖父→村会 議員
			239	0.5	1.0	山林労務	中の中	20	④	
S'K カ ブ			238	2.8	1.5	農・林業	中の上		⑤	
			138	3.2	4.5	山林労務	中の中	211, 17, 133, 215 216	⑤	
			204	0.5	5.0	地方公務員	中の下	131, 207, 123	⑤	父→昭26~29村会議員
Tu カ ブ			221	7.0	4.0	農・畜	中の中	222, 107, 201, 227 218, 209, 109, 225, 38	⑥	父→昭22~29村会議 員
			203	0.7	1.0	農業		22, 12	⑥	
			236	5.0	1.0	農林業	下の上	218, 126, 225	⑥	元農協理事
Ni カ ブ			216	7.0	33.0	農・畜		106, 38	⑥	祖父→昭4~12年村会 議員、公民館長、財産 区委員
			214	7.0	0.4	農業	中の下	38	⑥	元農協理事、元民生委 員
			219	4.2	0.4	農・畜	下の中	224, 38, 217	⑥	
			206	5.0	0.4	農・畜	中の中		⑥	父→明31~大4年村会 議員、元区長
H カ ブ			225	1.3	0.4	農業		9, 221, 236, 222, 4, 34 227, 107, 201, 16	⑥	
			224	3.0	1.8	製材業	中の下	222, 16, 104, 201, 227 4, 31	⑥	
Y カ ブ			222	12.4	15.0	養豚	上の中	221, 227, 225, 224 201, 101, 40, 108	⑥	父→昭17~29村会 議員、元農協組合長、 農協理事、氏子代表
			210	1.3	1.2	運輸	中の中	4, 25, 137, 232	⑥	
			207	4.0	2.2	会社員	中の中	131, 123	⑥	
Ir カ ブ			40			食料品店	中の中		⑦	
			131	5.6	8.0	素材製産	中の上	16, 207, 123, 29	⑦	区長、農協理事
			124	0.6				1, 24	⑦	
SA カ ブ			109	1.0	3.5	会社社長	中の中	201	⑦	祖父→村会議員、父 →民生委員、母→民生委員
			101	4.0	2.0	無職	下の下	201, 39, 40, 222, 221	⑦	公民館長
Otu カ ブ			他村へ							
			38	6.0	20.0	農林業		209, 214, 216, 33 213, 237	⑦	財産区委員
			9	4.0	4.0	山林労務	下の上	225, 7, 22, 221	⑦	
OK カ ブ			東京							父→明40~昭4まで4 期村会議員
			201	1.0	30.0	林業・畜産	上の中	227, 4, 222, 228, 16 225, 221, 209, 39, 101	⑧	元肥畜牛組合長、農 協理事、財産区委員 氏子総代

は行われているようである（例えば 121 の場合など）。次に、各カブウチについて、それぞれの系譜関係と集団の特徴について述べることにする。

〈S_G カブ〉 このカブウチは現在 2 戸で構成されている。29 が分家したのは明治の半ばである。そして現在 16 の姉妹を 29 が嫁にしており、お互いがイトコ同志でかつ義理の兄弟の関係になっている。S_G カブは①号組の親方であった家であり、村議員名簿をみても、現世帯主の三代前が村議会成立当初から議員をつとめており、特に 16 の父親も村議員をつとめたという勢力家である。現在 16 も農協組合長、町会議員、氏子総代、財産区委員等を兼ねており、吉川でも有数の権力者の一人であるといつてよい。特に母親の実家は 8 号組の親方である O_K カブの本家の出である。権力対象としての 16 については後述する。

〈U カブ〉 このカブウチも現在吉川に在住しているのは 2 戸だけである。しかも 24 は昭和になってから分家した家である。しかし、そのために本家分家関係はかえって強く、後述する格付けにおいては厳しく位置づけられている。このカブは先代あたりから力をもつようになった家らしく、先代は昭和 17 年から昭和 29 年まで村議員をつとめ、現在の当主 27 も農協組合長をつとめた後、S_G の本家 16 と共に昭和 37 年以來若桜町議会議員を兼ねている。そして 27 の現在の妻は吉川一の山林所有者 121 の妹である。

〈I_G カブ〉 このカブウチは昨年まで吉川に 4 戸在住していたが、現在は 3 戸である。階層帰属意識として中の下から下の中をもつように吉川では現在中から中の下にあたるカブであり、本末の系譜上の位置についての認識はあるが、経済的にもそれぞれ独立していることから現在では、分家とはいえ独立した家同志という認識が強いカブウチである。明治時代には S_G カブと並んで①号組の一方の旗頭であったようであるが、主な親族が吉川内に少いことでも分る通り、現世代および各家の先代達が全て他町村のものと婚姻を結んだ結果、有力な姻戚関係をもたないカブウチとなってしまったようである。

〈N_A カブ〉 このカブウチも現在吉川には 2 戸しか在住していない。特にこの 2 家が本家分家の関係をもつようになったのは比較的新しいものであり、ただ一つの家が分割されただけのような本家分家であり、いわゆるカブウチとは異なるものである。ただ、この両家は②号組の親方の家であったので表にかかげておいた。

〈T_A カブ〉 これは吉川最大のカブウチである。この本家 121 は S_A カブ本家 109 とならんで吉川では江戸時代から苗字をもっていた家であり、共に庄屋をしていた名家である⁽¹⁾。後述する吉川の権力対象の第一位にあげられているのが 121 であり、吉川部落では抜きでた山林地主である。そして戦前から数少い耕作地主でもあった。その山林所有は 150 町歩ともいわれたり 300 町歩ともいわれている。このカブウチは他のカブウチの場合よりも本家分家としての結びつきがかなり強く、互助関係もかなり強くみられる。明治維新前後に分家した 3 軒の内 2 戸 (132 と 113) と 113 から分家した 123 の場合には本末の系譜の認識はあるが、実際の親せきとしての付き合いをそれぞれの

姻戚の下にしている点を見ると序々にこのカブウチも解体に向っているようにも思える。しかし、同時に他の分家の場合には未だ未だ 121を自家の親と見る考え方をしており、実際 121の山林労務を行うことにより生活している分家も多い。特に「格付け」の順位においては圧倒的に 121上位であり、やはり吉川では一番結束の堅いカブウチといえよう。ただ姻戚関係を見る時、121の場合父親の兄弟 6人さらに現当主の兄弟姉妹中 1人をのぞく 8人（1人は27の嫁）が全て他町村のものと結婚し他出している点が問題であろう。結局「カタガナラバナイ」ということで、すなわち株が強すぎたために親戚関係が弱くなった典型的例ともいえる。ただ現在でも 121の山の仕事をするものが 12.3人は存在しており、やはり権力を持ったカブであるといえよう。

〈T.カブ〉 このカブウチも現在 3戸しか在住していない。もともとは③号組であり、T_Aカブに所属していたらしいが、現在では 8号組の O_Kカブとの結びつきが強い。やはり「格付け」においては本家上位のカブウチ関係であるが、やはり経済的恩恵を伴った相互扶助関係がないことから、それぞれ独立の家同志といった傾向が強く、本家である 4自体も 201、222を中心とした姻戚関係の方が強いようである。

〈S_Mカブ〉 このカブウチは比較的新しいカブである。というのは、もともこの村の家ではなく明治以後在住するようになった家だからである。とくに 39の 3代前に吉川に在住するようになり、その 3代前の当主が 6号組の有力な家であった 218から名前を買取り出来たカブであるからでもある。そして現戸主の祖父が非常な政治権力をもっていたらしく、彼は 大正 2年から昭和 7年まで村議員をつとめる一方、吉川の名門である 109とも姻戚関係を結び、さらに 8号組の O_Kカブより長男の嫁をとるといった具合に吉川における地位を確立していった。そして彼は同時に 209を分家させ、その嫁にやはり O_Kカブより嫁を取ることによって O_Kカブとの姻戚関係を強めていったのである。現在このカブウチは、分家 2が 121と姻戚関係にあり、分家 209が 201、221と姻戚関係をもつというように経済的上位者と結びつき、他方本家 39の姻戚は名門 101と 109に結びつくという見事な親族・同族構造をもつものとして存在しているのである。

〈O_Tカブ〉 このカブウチも現在 2戸しか在住していない。やはり 4号組の親方のカブであり、特に現戸主の 2代前、3代前は相当な力をもっていたカブのようである。しかし、このカブウチも姻戚関係が吉川において少いために弱くなったカブの一例であるといえよう。特に調査して気付いた興味あることとしては、本家 128が 31才の若さであり、本家分家関係をわずらわしきものとして拒否しているのに対し、41才である分家 239が本家は「親代わりのもの」として認めているという事実である。ここに系譜関係に対する世代の認識の相違が表出しているといえよう。

〈S_Kカブ〉 このカブウチも現在 3戸しか在住していない。このカブも⑤号組の親方の家であったが現在はそれほど力を持たないカブウチである。このカブウチもそれぞれ系譜上の位置に対する認識は持っており、「格付け」は本家上位であるが、それ以外は普通の親戚関係しか存在していないカブであり、これからの山村のカブの典型的型になるのではないかと思える。

〈T_uカブ〉 このカブウチも T_aカブと非常に似たカブウチである。すなわち本家 221は本末の系譜関係は認めるが、あくまでも姻戚関係を中心にしての生活志向であり、カブウチ自体をわずらわしきものと拒否している。この 221については後述する。

〈N_iカブ〉 このカブウチは、吉川においては T_a株とならんで結束の堅いカブである。同時に経済的にも政治的にも吉川ではそろって上位のカブでもある。本家 216は祖父が昭和4年から12年にかけて村議員をつとめ、吉川では有数の山林所有主であり、現在Yカブの 222とならんで畜産経営でも若手の先頭になっている。分家 214は農協の理事、民生委員などをつとめた。さらに分家 206は、父が明治31年から大正4年まで村議員をつとめ、現在 219と共に畜産を行なっている。またこのカブの姻戚には 121について経営山林面積の多い38がいる。ただ、この割合強固な N_iカブウチの中にも本家分家関係は「格付け」上位的意味にとどめるべきだとの考え方が強くなっていることは確である。

〈HカブとYカブ〉 この二つのカブはもともと一つのカブであったようである。特に現在Yカブの本家の戸主 222はHカブ 225から養子に行った者であり、さらにそれをよりくわしく検討すればHカブと O_Kカブと S_Aカブと O_wカブとが婚姻関係を複雑にとり結んだカブウチといてよい。そして興味深いことには、現在さほど力を持っていないHカブを中心に吉川の一大勢力である O_K 201、Y 222 S_G 16、T_u 221、227、T_a 4、O_w 38等が全て義理兄弟に近い関係において結合していることである。この関係は吉川の親族構造の理解する上に極めて興味ぶかいものであるので図式化して後述する。その時に O_wカブと O_Kカブについても述べたい。

《吉川における同族関係と親族関係》

従来、わが国の社会学においては、村落構造分析の際その中核をなすものとして「系譜関係を基礎とした」同族結合をとりあつかってきた。そして親族関係はそのわき役の研究を受けてきたように思える。そして歴史的存在としての同族結合の解体の事実が、同族関係から親族関係への変化という主張を生み出してきたのである。たしかに、祖先中心的な同族結合が恒久的かつ上下的なコーポレーションを形成するのに対し、親族は個人的中心、一時的かつ分散的なネットワークを形成しオケーショナルな結合であることが多いといえる。⁽²⁾しかし、外部との接触の少ない山村においての家族形態としての家集団は、同族結合と親族結合の同時的展開を行うことは可能であったに違いない。そこで両者の共存状況における親族関係の構造について検討してみたい。その際、私は木原健太郎が伊豆山村で用いた「格付け」と「親密度」という指標を用いて「同族結合」と「親族結合」への二面志向性について分析してみる。

分析に当たっての調査の概要は次の通りである。

(1) 被調査者の選定

被調査者は便宜的に世帯主とする。この前提には家の主権者が世帯主であるという調査者の推則がある。

(2) 世帯主の分数

世帯主を次の四種類に通婚圏によって分類した。

- A. 世帯主及びその配偶者、及び夫々の父母の何れもが、現在部落で出生した家……53世帯
- B. 配偶者が若桜町で出生した家……9世帯
- C. 配偶者が若桜町以外の八頭郡内で出生した家……8世帯
- D. 配偶者が八頭郡以外の場所で出生した家……4世帯

(3) 調査内容

調査内容は大略次の通り。

(1). あなたの家、親戚付き合いしているもの全てを、次の中から選び出して○印をつけよ。

- ① あなたの兄さんの家
- ② あなたの弟さんの家
- ③ あなたの姉または妹さんの家
- ④ あなたのお母さんの実家
- ⑤ 奥さんの実家
- ⑥ 奥さんの兄または弟さんの家
- ⑦ 奥さんの姉または妹さんの家
- ⑧ 娘さんの嫁ぎ先
- ⑨ あなたの家の本家先
- ⑩ あなたの家の分家先
- ⑪ その他

(なお、比等①～⑪は集計表にそのまま用いる。)

(2). あなたの家で親族会議のような正式の集りをする時、次の家の人の中で、誰に良い席をあげますか。一番良い席から順番をつけて下さい。

(①～⑪は(1)に準ず)

(3). 次の中から、あなたの家として最も濃く付合っている家から、あまり濃くない家まで順番をつけて下さい。

(①～⑪は(1)に準ず)

(4) 集計のメルクマール

- (1). 質問(1)の①～⑪の各カテゴリーに対するマークの分布状況を家毎に整理する。
- (2). 親戚関係を、血族的なものと姻族的なものに大別し、質問(2)の席次の決め方が何れに偏しているかをみ、比較的、血族関係者に上席を与える傾向のある家を以て、その家の「格付け」は血族的であるとする。
- (3). 質問(3)により「親密度」として、付合っている相手方をランキングする。

第3・2表 血族的親交と姻族的親交

通婚圏(イ)	親交の分類 (ロ)	付合っている数 (ハ)											世帯数 (=)		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		計	
A (53世帯)	血族的親交 (a)	15	20	22	15	23	17	16	7	19	10	2	166	29	
	姻族的親交 (b)	10	14	19	19	21	15	18	14	18	12	10	170		
	通 計 (c)	25	34	41	34	44	32	34	21	37	22	12	336		
	一世帯平均	(a')	0.52	0.69	0.76	0.51	0.79	0.58	0.55	0.24	0.65	0.34	0.07		5.72
		(b')	0.41	0.58	0.79	0.79	0.87	0.62	0.75	0.58	0.75	0.50	0.41		7.08
(c')		0.47	0.64	0.77	0.64	0.83	0.60	0.64	0.39	0.70	0.41	0.22	6.33		
B (9世帯)	血族的親交 (a)	4	6	7	7	9	7	6	3	6	7	1	63	9	
	姻族的親交 (b)														
	通 計 (c)	4	6	7	7	9	7	6	3	6	7	1	63		
	一世帯平均	(a')	0.44	0.66	0.77	0.77	1.00	0.77	0.66	0.33	0.66	0.77	0.11		7.00
		(b')													
(c')		0.44	0.66	0.77	0.77	1.00	0.77	0.66	0.33	0.66	0.77	0.11	7.00		
C (8世帯)	血族的親交 (a)	1	2	3	4	3	2	3	1	1	4	0	24	4	
	姻族的親交 (b)	1	1	2	3	2	1	3	1	1	1	1	17		
	通 計 (c)	2	3	5	7	5	3	6	2	2	5	1	41		
	一世帯平均	(a')	0.25	0.50	0.75	1.00	0.75	0.50	0.75	0.25	0.25	1.00	0		6.00
		(b')	0.25	0.25	0.50	0.75	0.50	0.25	0.75	0.25	0.25	0.25	0.25		4.25
(c')		0.25	0.37	0.62	0.87	0.62	0.37	0.75	0.25	0.25	0.62	0.12	5.12		
D (4世帯)	血族的親交 (a)	2	2	3	3	3	2	2	3	3	2	0	25	3	
	姻族的親交 (b)	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	4		
	通 計 (c)	2	2	4	4	4	2	2	3	3	3	0	29		
	一世帯平均	(a')	0.66	0.66	1.00	1.00	1.00	0.66	0.66	1.00	1.00	0.66	0		8.33
		(b')	0	0	1.00	1.00	1.00	0	0	0	0	1.00	0		4.00
(c')		0.50	0.50	1.00	1.00	1.00	0.50	0.50	0.75	0.75	0.75	0	7.25		

3・3表 格付けと親密度による分類の対応関係

通 婚 圏	格付けによる分類 親密度による分類	a	b	c	d	計
		血族 血族	血族 姻族	姻族 血族	姻族 姻族	
A		25	17	4	7	53
B		9	0	0	0	9
C		5	3	0	0	8
計		39	20	4	7	70

(4) 親密度と格付け、および事実的な親戚結合の傾向を血族的なもの、姻族的なものとの二者の中何れかに判定する。

これらのものを各カテゴリー毎に世帯平均値を算出し、結合の傾向、過婚圏の広狭の差、生計別階層差等をメルクマールとして比較検討する。

以上のような手続きを経て出来たのが、第3・2表である。

この表の結果に基いて若干の分析を加えてみる。通婚圏の種目別毎に世帯数を集計し格付けによる血族的・姻族的と、親密度の比重による血族的・姻族的の対応値をみてみたい。第3・3表はそれを示したものである。

この第3・3表によると、正式の席で上位にあるものとして格付けたものと、濃い親密性と一致するもの(a・d)の計は48戸となろう。また格付けと親密性が一致しないもの(b・c)の計は24戸であって、a・dの和とb・cの和を比較すると46対24となる。これを計算すると $(X^2 = \sum \frac{(fo - fe)^2}{fe})$ $X^2 = 6.8880$ 、故に $X^2 > X_0^2$ となり有意性をもつ。それゆえに、格付けと親密性と一致しないものは52.2%存在することになる。すなわち、「格付け」的には血族とくに同族志向の面があるものと、「姻族志向」の面があるものが半数以上も存在することになる。

また格付けと親密性の対比をa対b、d対cとして、2×2分割として、 $X^2 = \frac{N(AB/AB - AC/-\frac{N}{2})^2}{(A+B)(C+D)(A+C)(B+D)}$ という公式を適用する時 $P > 0.05$ となり有意性は認め難い。すなわち、計数的処理の結果だけから言えば、一致するものと一致しないものとの対比が、格付けが血族の場合と姻族の場合とで差があるか否かについては、明確な推定は出来ないということになる。

更に血族的な親交が格付けにおいて果して一般的かどうかをみてみよう。すなわち、公的なものとしてみる場合には、a・bの和とc・bの和の対比は、 $X^2 = 32.9$ となり、格付けが血族のもの、姻族のものとの比、59対11は有意的である。すなわち、格付けにおいては、同族的機能は極めて高いことを示しており、公的關係において姻族を優位に置く家は、同族を優位に置く家の18%しか存在しないことになる。

以上より明白になったことは、第一に、親せき付合いの面で見れば血縁集団内で同族を中心とした血族に公的な優位を置く同族志向が、たしかに吉川では多く、姻族に優位を置く者は18%しかいないこと。第二には、血縁集団内での相手に対する格付けの仕方と、現実の親密度との間にはずれが、このずれは $\frac{24}{(46+24)} = 0.34$ すなわち34%に及ぶこと。の2点である。

「格付け」によって親戚関係を同族を中心とした血族または姻族の何れかへの傾きと見るならば、これは親戚関係の公的面に着目したものであり、また「親密度」によってみる時、これは「現実的」面に着目したものと言えよう。そして、この限りにおいて、親戚関係の「公的面」と「現実的」面にはギャップがあることが分る。すなわち、吉川においては、一応公的面に於いて家は同族結合を重んじるが、日常の生活においては、むしろ姻族結合に重きを置いているともいえよう。次に第3・2表の(イ)計の各例を検討してみると、血族的親交の場合においても、姻族的親交の場合

第3・4表 格付けと本家・分家関係

格付け		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
本家	1位	1	3	2	14	2					4
	2位		4	1	4	14	1				
	3位	2	2	4		2	7			2	3
分家	1位	7	1	1	2	2				31	
	2位	6	2	5	13	12	1				2
	3位	4	4	2	8	11	2	1	1	2	

第3・5表 親密度と本家・分家関係

格付け		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
本家	1位	5	8	5	4	2	1	2			2
	2位		1	7	6	10					3
	3位		2	5	4	8	3		1		3
分家	1位	11	4	2	2	7		1	2	15	2
	2位	6	6	8	7	10	2		3	2	2
	3位	5	7	5	4	6	2	4	2	7	

においても妻の実家との関係が非常に濃いことが分る。このことを考えれば、むしろ姻戚関係への志向性が強い様にも思える。そこで、よりくわしく格付けおよび親密度と本家、分家関係について検討してみた。

この第3・6表は、吉川の本家筋の家と分家筋の家がそれぞれ「格付け」「親密度」に対してい

第3・6表 株内についての態度

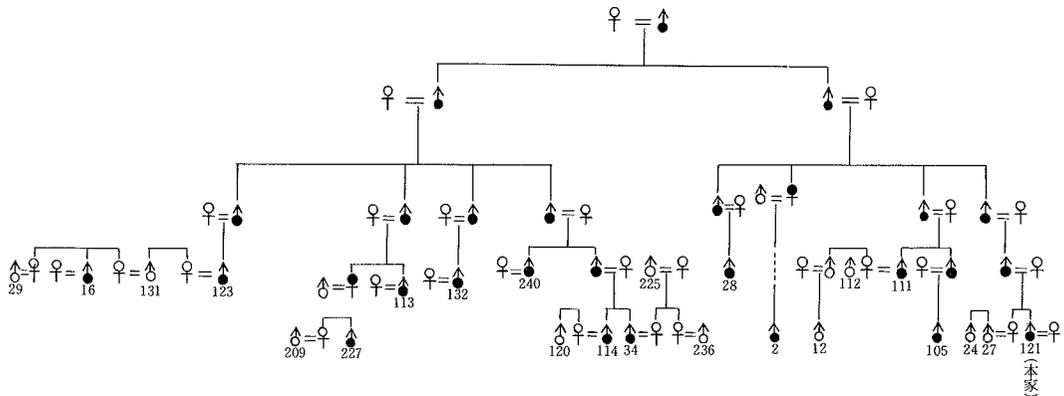
	本 未 関 係				格 付 け ・ 親 密 度			
	本 家		分 家		本 家 志 向 格 付 け		本 家 へ 低 親 密 度	
本家・分家は親子の関係	3	(12.0)	9	(24.3)	6	(24.0)	2	(8.7)
独立した家同志	10	(40.0)	8	(21.6)	3	(12.0)	8	(34.8)
本家は格付け的に上位	11	(44.0)	20	(54.1)	16	(64.0)	13	(56.5)
わずらわしいもの	1	(4.0)						
計	25	(100.0)	37	(100.0)	25	(100.0)	23	(100.0)

かなる態度を示すかをみた表である。先ず格付けについては本家はやはり「血族的なもの」をあげ、ついで「奥さんの実家」となるのに対し、分家は圧倒的に「本家」をあげて、同族志向の傾向を示している。ところが、現実的生活場面における志向性をみると、第3・5表が示すとおり、本家は「奥さんの実家」が第一位となり姻戚志向を示し、さらに分家の場合には、「奥さんの実家」と「本家」と「兄の家」の3者がほぼ同じ位に多いが、同時に「格付け」の場合にはほとんど現われなかった姻戚関係への志向も相当表面化してくる。

こうした点をさらに株内について現実にかに考えているかを調査してみると、次のような結果が明らかになった。

先づ、本来的な同族志向者は、本家の場合には12%、分家の場合には24%と分家の方に多いことが分る。これは、やはり現実に同族構造が分家にとって意味をもっていることを示している。しか

第3・1図 Taカブの同族系譜関係



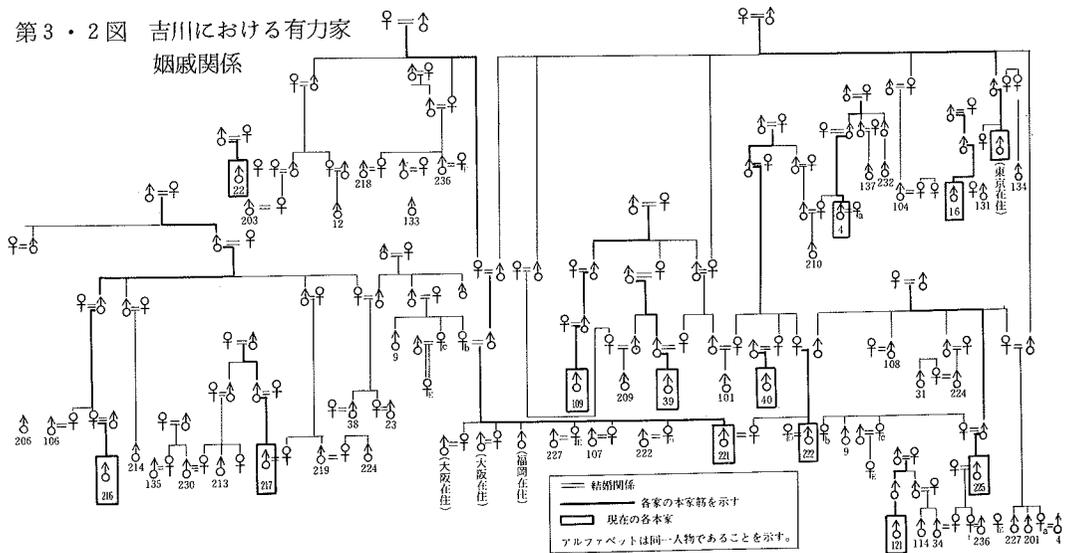
し同時に、本家の84.0%、分家の75.5%が本来の同族結合を否定している点は注目に値する。また「格付け」の面において本家を上位においた者が、やはりあくまでも「格付け」の上だけに同族志向を限定せんとしていることも注目すべき点であろう。そして、本家への「低親密度」を示した分家が32.9%も存在し、しかもその内の34.8%が「同族結合」を拒否していることも重要なことである。

これらのことから、吉川においては「本家の家権威を中心とした系譜関係に連繫された」同族結合と姻戚的結合を中心とした親戚結合が並存しており、むしろ現在および将来は同族結合志向がより少なくなるだろうと推論される。たとえば、先に記した T.カブの場合でもそのことがいえる。

TAカブは先に記したように、SAカブとともに吉川では江戸時代から庄屋職をつとめたという名門である。常に村の指導的地位にあり、政治的にも経済的にも吉川を代表してきた家であるといえよう。特にその山林所有のずばぬけた多さから、分家7軒、孫分家4軒を持ち経済的保護をその

山林労務という代償によって、緊密な生活上の連関をもっていたのである。特に、同族団は単に「家の出自の共通」を確認するだけでは成立しない。それを媒介として、なんらかの機能を恒久的に負担し、それに沿う生活連関の存在において存在するものである。そうした点で、この TA カブは典型的な同族集団であるといえる。特に、他のカブウチが弱貫のものを除いては、吉川の経営耕地面積の零細性からくる制限によって、そのカブウチ内の戸数を増加させることが出来ず、ほとんど2・3戸間だけで「上下的結合」および「協力・互助」を行なわざるを得なかった点からすれば、極めて恵まれた同族団であったといえよう。吉川の如く経営耕地が少なく、他産業も存在しない山村においては、林業が主体であったに違いない。そうした林業中心の家業の存続を保つためには、本家の保護助力を中心とする集団の力で保障する協力・互助の機能が不可欠のものであり、それが TA カブという同族団を保持し拡大させてきたものであるといえよう。ところが近年、各家に山林労務を行うのに適した年令層が少くなり、また交通の便がよくなり車の普及とともに、小農的自立経営が可能になったり、農林業以外の兼業が可能になるとともに生産上の協力は薄くなってきつつある。この TA カブの同族系譜関係図においても34、123といった早く分家した家ほどこうした傾向が強く、特にこれらは畜産に主体を置きつつある関係上、いよいよ自立の傾向が出てきている。それゆえに、分家の早かったところほど、生産力の協力は薄くなり、家生活に即する扶助や協力が主となって、年中行事などに伴う定期的な交際慣習に支えられるにすぎなくなりつつある。この点で親族交際とあまりかわりがなくなるといえる。ただ、村の人の話では、未だ121の山林労務によって生活している家は12.3件あるということで、そうした山林経営の番頭の役割をして生活している分家も存在しており、直ちにこの TA 同族組織が解体することはない。しかし、本家121の戸主が話していたように、林業、とくに冬雪が積る山村の林業の場合、冬場の仕事がないことと人口減少、とくに若い労働力の流出による山林労働力の不足を考える時、今迄のような林業経営では将来も永

第3・2図 吉川における有力家
姻戚関係



続出来るかどうかは疑問である。その時、この TA カブウチが本来の同族関係を保っていけるかどうかについては、やはり疑問であるといつてよい。そのうえ、この TA 株は経済的には本家 121 と他の分家とは格段の差があり、しかも、他の家と姻戚関係をもつには階層的に上位すぎたために、第 3・1 図からも明瞭なように本家は常に他町村と姻戚関係をもってきた。現在有力な親戚としては 27 だけと言ってもよい。この吉川内に有力な親戚関係をもたないことも同族結合を弱める原因にもなっており、やはり村落においては、同族結合と親族結合が重なりつつ併存して、時には合体して夫々の機能を分有していくことが必要であることが、この TA カブの事例からも明白になる。このことは、他の有力な家が同族結合により親戚結合を中心に動いているのを見る時明らかになる。たとえば、第 3・2 図をみてみよう。

これは吉川の有力な家の親戚関係である。この図からも分るように、もし遠い範囲の親せきまで分析すれば、多分全戸親戚ということになる。しかし親族関係が実際に機能するのは、なんらかの生活上の連関がそこに存在しなければならぬし、特に実際の親族交渉範囲は遠心的にひろがるものを漸次切りすて、新しいものをその中核に加えていくものである。こうした親族交渉の範囲の具体相を明確な基準で規定することはむづかしいが、この第 3・2 図は、被調査者が親戚と考えているものを中心に製作したものであり、その意味では現在の親戚関係を現わしたものといつてよい。そしてこの図には、Sc カブ、Ok カブ、Ha カブ、Y カブ、Tu カブ、Sa カブ、Sm カブ、Ni カブといった有力なカブウチが緊密な親戚関係をなしていることを示しており、特に Ok カブ、Tu カブ、Y カブ同士の、特に本家間同士の緊密さを示しているといえよう。ことに、現在 TA カブの 121 とならんで有力な家であるもの同士が義理の兄弟またはそれに近い姻戚関係をもっていることは注目に値することである。親族仲間の結合性格を、どの点にもとめるべきかという点になると、一応それは親族関係生成の主契機をなす婚姻の制度と関連し、当該社会における夫婦結合の性格と相互規制の関連にあるということになる。ところで日本の婚姻は「対等原則」といえるようなものが貫徹しているようであり、古くから上層には階層的な内婚の傾向が強く、一般庶民の間でも、常に「家格のつりあい」が問題とされてきた。そうした原則よりすれば、日本の親族交際にも同様な傾向が顕著に示される。こうした点を考慮に入れて第 3・2 図をみてみるとやはり結びつくべきものが結びついていることが分る。たとえば、Ok カブの吉川現住の 201 を中心にみてみよう。彼は現在、政治的にも経済的にも、吉川の有数のものの一人である。その彼の兄弟が 227 であり、義理の兄弟として、やはり上層の 4 をもつ。そしてイトコにあたるのが、現在 121 とならんで吉川では経済的には最上層になる 222 をもち、更に、イトコの結婚相手としては現農協組合長で町会議員である山林所有者 16 およびその義理の兄弟である区長 131 をもつ。そして、イトコの子供として、Tu 株の本家 221 をもち、更にその親せきとして、やはり有数の山林所有者である 39、38 とつながりをもち、TA カブとともに有力なカブウチである Ni 一族ともつながっている。そして、この一大姻戚関係こそが、現在の吉川を中心をなすものであり、TA カブに対抗するものといつてもよい。

現実には、この姻戚関係では畜産を中心に現金収入の高い集団であり、同時に政治的にも中心となって動いている集団であるといえよう。

すなわち、以上のことより、山村吉川においては同族的結合より、むしろ親戚的結合の方が有力であり、将来も増々この傾向が強くなるようである。というのは、やはり零細な経営耕地という条件により幾人かの山林大所有者が結合関係を保っていく以外には山村を存続させることすらが危険になるからでもあろう。そこで最後に、こうした同族・親戚関係の中で権力・権威構造について概括して、この小論のまとめとしたい。

日本の農山村社会においては、昔から権威ないし権力による上下的結合が強いといわれる。というのは、農山村社会というのは比較的閉鎖的で、かつ完結的社会であり、歴史的「家」意識が温存されているからであろう。たしかに都市圏に近い農村においては消えつつあるが、山村の組合、家からの個人の分化は未だ弱く、やはり家格を基本とした権威ないし権力構造は強く残存しているように思える。吉川の場合、兼業化が進む中で権威ないし権力構造が、いかに変貌してきたかをみることは興味ある問題である。

権威と権力とはいかに差異があるかということが、先づ問題になるが、一応ここでは、権威とはそれに対して人々が無条件に信託している Prestige とし、権力を精神的物理的な制裁を伴う力と考えておこう。ただ近代社会においては、権威もまた若干の権力的色彩をおびてきているが。

さて、そうした権力や権威の存在を探るにはいくつかの方法があるが、私は山岡栄市が用いた方法をとってみた。すなわち、被調査者に、吉川に無条件に心服出来る家があるかどうかということと、その人にさからうとあとがこわいような家があるかどうかを問い、夫々に属する家をあげさせたのである。ただ、こうした質問は極めてデリケートな問題であるゆえに、回答率は非常に低かった。無答者が60%近くいた。回答者のうち権威を否定したものの方が権力を否定したものの方より多かったことを注目したい。すなわち、無答者の多いことを理解すべき一つの考え方が成り立つ。さらに「この問題については答えられない」とか、「権威のあるものなどいないが、権力のあるものはいる」という回答が多かったことを考えると、吉川には未だ権力者の存在を否定し得ないことになる。更に「山林所有者」「財産持ち」という回答を得るとき、山林所有者の経済力は依然として暗黙の支配力を有すると考えるべきであろう。但し、そうした存在もある一定の役職を保有するか、または一定の組織を通じての体制的支配によらなければ、強力な権力者として機能出来ないこともたしかである。その上に戦後のわがくにの支配構造の特質はすぐれて組織的かつ構造的な点にあるといえる。その意味において、山村部落の全世帯がほとんど加入している農協の役職員のもつ支配的機能は重大である。そしてもう一つは、政治的権力の象徴ともいえる議員歴がある。そこで具体的に、権威のある人とされたもの、権力ある人とされたものをみてみたい。

この3・7表から明白なように、権威ある人とされた支持率の一番高かったのは区長である131であり、区長という役職上当然とも思える。そして、二位には27があがっているのは面白い結果である。

第3・7表 権威・権力に対する支持率

権威・権力の対象	権威対象支持率	権力対象支持率	年 令	階層帰属意識	経済的階層	対象者の社会的地位	
1	121	12.5%	45.4%	50才	上の下	上の上	元町会議員, 山林地主, 財産区委員, 元農協組合長, 農協理事, 氏子総代
2	16	19.6	31.8	51	中の上	上の上	町会議員, 農協組合長, 財産区委員, 氏子総代
3	222	10.7	11.4	49	上の中	上の上	元農協組合長, 農協理事, 財産区委員, 氏子総代
4	27	21.4	6.8	52	中の上	上の上	町会議員, 元農協組合長, 農協理事, 元肥育牛組合長, 氏子総代
5	131	25.0	2.3	51	中の上	上の下	現区长, 農協理事
6	201		2.3	50	上の中	上の上	元肥育牛組合長, 農協理事, 財産区委員, 氏子総代
7	3	5.4		60			住 職
8	14	3.6		49	中の上	中の上	教 員
9	34	1.8		48	中の下	中の中	肥育組合長, 農協監事

備考：アンケートで“権威及び権力の対象をその強い順序に3人あげさせ”1位3点, 2位2点, 3位1点として, 計算, その総点数を以て各自の得点を除して支持率とした。

とくに27が権力支持率でさほど高くない(といってもやはり、第4位ではあるが)点を、同じ町会議員である16と比較する時、27のこの村での存在の仕方は興味深いものがある。その他、権威対象の支持を受けたものが3人ほどいるが、それぞれ3は住職であり、8は小学校教員という具合に一応知的エリートとしての支持率とみることが出来る。34は121の分家であり、その父が村会議員をつとめ、本人自身も農協監事をつとめ今年より肥育組合長をつとめるようになったからであろう。

次に権力対象支持率をみると、やはり上位三者は予想通りであったともいえる。三者に共通するものは、大山林所有、有力な株の本家、農協組合長の経験者、そして各々父親が議員として活躍したもののばかりであるという点である。一応いかなる人物が権力の対象者となるかはこの表を見れば明らかになると思う。こうした点を、親族関係、同族関係よりみた時、やはり吉川においては親族関係が主要な機能を果していることは明白であり、そして山林所有ということが大きな力をもっていることもたしかである。もちろん、体制的な権力支配を行使するようなヒエラルヒー構造は、一般的には形成され難い。しかし、兼業農家が増大し、一般農家経営が零細化すればするほど、その対局に山林所有をテコとする勢力が、強力な親戚関係をもとに役職を独占し権力者となっていく傾向がみられる。そして、この傾向は残念なことに、徐々に進行しているといえよう。

(注)

1. 中本明「三百田と田中」
2. 米村昭二「同族をめぐる問題」社会学評論第97号、19頁
3. 木原健太郎「親戚関係のformalityとinformality」社会学評論、第15号
4. 通婚圏の変化は3・8表の通りである。
5. 山岡栄市「株小作農民の社会的地位の変動」

第3・8表 通婚圏

		20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
世帯主の代	吉川		4人 (50.0)%	28人 (70.0)%	12人 (54.5)%	23人 (82.1)%	67人 (68.4)%
	若桜町		2 (25.0)	5 (12.5)	5 (22.7)		12 (12.2)
	八頭郡		1 (12.5)	5 (12.5)	4 (18.2)	3 (10.7)	13 (13.3)
	鳥取市		1 (12.5)	1 (2.5)	1 (4.5)	1 (3.6)	4 (4.1)
	鳥取県 他府県			1 (2.5)		1 (3.6)	2 (2.0)
	計		8 (100.0)	40 (100.0)	22 (100.0)	28 (100.0)	98 (100.0)
父親の代	吉川		5 (62.5)	28 (73.7)	16 (72.7)	20 (87.0)	69 (75.0)
	若桜		1 (12.5)	4 (10.5)	1 (4.5)		6 (6.5)
	八頭郡	1	2 (25.0)	3 (7.9)	3 (13.6)		9 (9.8)
	鳥取市			1 (2.6)	1 (4.5)		2 (2.2)
	鳥取県 他府県			1 (2.6)	1 (4.5)	3 (13.0)	5 (5.4)
	計	1	8 (100.0)	38 (100.0)	22 (100.0)	23 (100.0)	92 (100.0)
子供の代	吉川				1 (25.0)	4 (17.4)	5 (16.7)
	若桜			1 (33.3)		3 (13.0)	4 (13.3)
	八頭郡			1 (33.3)	1 (25.0)	7 (30.4)	9 (30.0)
	鳥取市					1 (4.3)	1 (3.3)
	鳥取県 他府県				1 (25.0)	2 (8.7)	3 (10.0)
	計			3 (100.0)	4 (100.0)	23 (100.0)	30 (100.0)

若桜 (含 旧池田村)

